

初めての一人暮らしで気を付けてほしい消費者トラブル ＝就職・入学など新生活のスタートでつまづかないために＝

4月は新社会人や学生などが一人暮らしを始める時期です。初めての一人暮らしでは、これまでに体験したことのないさまざまな契約を自分自身ですることになり、中には複雑な契約や高額な契約もあります。

そこで、初めての一人暮らしで気を付けてほしい消費者トラブルを紹介します。十分にご注意ください。

①退去時の原状回復などの「住宅の賃貸借」トラブル

- ・契約時：契約書類の記載内容や賃貸住宅の現状をよく確認しましょう。
- ・入居中：入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
- ・退去時：清算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。

②引越しや不用品回収などの「引越し関連」トラブル

- ・引越しサービスの契約時は約款をよく確認し、価格とサービス内容も十分に検討しましょう。
- ・引越し完了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう。
- ・不用品はお住いの市町村が案内するルールで処分しましょう。

③新生活を狙った「訪問販売」トラブル

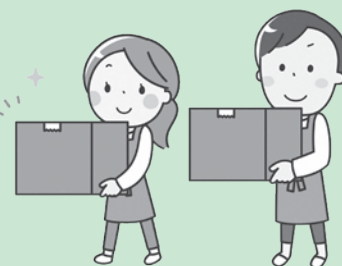
- ・その場ですぐに契約せず、不安や不審な点があれば家族や身近な人に相談！
- ・不要な契約であればきっぱり断りましょう。
- ・訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができる場合があります。

④新生活でも気を付けたい「もうけ話」トラブル

- ・うまい話に飛びつかないようにしましょう。
- ・知り合った相手から「簡単に稼げる」などと勧誘されても、うのみにしない！
- ・借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払うことはやめましょう。

⑤スマホやネット回線などの「通信契約」トラブル

- ・料金プランやサービス内容を書面でもしっかり確認し、説明を受けましょう。
- ・転居時にネット回線契約を変更する際にも契約条件などをよく確認しましょう。



【連絡先】 ◎困ったときは、まず、相談を！

- ・消費者ホットライン（局番なし） 188（函館消費者センターまたは国民生活センターへ繋がります）
- ・北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999（平日9：00～16：30）
- ・長万部町産業振興課 ☎2-2455



『守りたい 未来があるから 火の用心』 春の全道火災予防運動

4月20日～4月30日

【お問い合わせ先】

長万部町消防本部 予防係（☎2-2049）

春は空気が乾燥し、風が強く吹くなど小さな火元から火災になることが多い季節です。

特に、子どもの火遊び・煙草の投げ捨て・野焼きの拡大による火災が多いことから、私たちの不注意や油断などにより発生する火災が多いと言えます。

火災を出さない環境づくりと「火の用心」の心を忘れず、かけがえのない命や大切な財産を火災から守りましょう。また、火災予防期間中に消防職員と消防団員が、住宅防火点検のため伺うことがありますので、ご協力ください。

《住宅用火災警報器について》

ご自宅に設置されている住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、注意が必要です。寿命とされている10年を目安に、本体ごと新しいものに交換しましょう。

（有料広告）

見守りサービス
あんしん

ハローライトプラン

見守られる側、見守る側どちらの安心にも繋がります

お手頃な月額料金

1,078円

※後払い手数料はお客様負担となります。（税込209円）

1 ご自宅の電球と交換するだけ！

LED電球と通信機能が一体になった「ハローライト」が点灯/消灯を前日朝9:00～当日朝8:59の間計測し見守ります。

2 メールでお知らせ！

電球に点灯/消灯の動きが無い場合、異常を検知して当日朝9:00～朝10:00の間に事前に設定した通知先へメールでお知らせします。

3 訪問確認！

異常時にも通知先のご依頼に応じてスタッフが設置先を訪問。必要に応じて地域包括センター等の地域の窓口へ通報します。

高齢の方
1人暮らしで不安
安心して暮らしたい
もしもの時に備えたい
高額なサービスは使えない

ご家族の方
一人で暮らすのが心配
何かあったら助けがほしい
すぐに訪問できない
毎日電話するのは大変

介護事業者
福祉関連団体の方
人材不足が深刻
コロナの影響で対応での声掛けや見守りが滞っている

お申し込み方法

☎ ヤマト運輸株式会社 ネコサポサービスセンター
フリーダイヤル 0120-545425
受付時間9:00-18:00 年中無休（※年末年始を除く）

お申込み専用
サイトはこちら